

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	武豊町 被災者台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

武豊町は、被災者台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適正な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

武豊町長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳に関する事務
②事務の概要	災害対策基本法第90条の3の規定に基づく被災者台帳作成を行う
③システムの名称	被災者支援システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1 別表 五十五
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	災害対策基本法第90条の3第3項、番号法第9条第1 別表 五十五
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部防災交通課
②所属長の役職名	防災交通課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	武豊町役場総務部総務課 〒470-2392 愛知県知多郡武豊町長尾山2 TEL:0569-72-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	武豊町役場総務部防災交通課 〒470-2392 愛知県知多郡武豊町長尾山2 TEL:0569-72-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	被災者生活再建支援システムにおいては、対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、被災者生活再建システムへの入力に当たっては、各課指定の様式に沿った内容のみの入力を行うよう、アクセス権限管理を行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は『十分である』と考えられる。

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	被災者生活再建支援システムを利用できる職員は、職員用PCブラウザへクライアント証明書を登録した職員に限られるため、外部利用することができなくなっている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	1しきい値判断項目対象人数	1,000人以上1万人未満(平成28年9月30日時点)	1万人以上10万人未満(平成31年3月20日時点)	事後	
平成31年4月1日	2しきい値判断項目取扱者数	500人以上(平成28年9月30日時点)	500人未満(平成31年3月20日時点)	事後	
平成31年4月1日	5-②評価実施機関における 担当部署 所属長	防災交通課長 篠崎 良一	防災交通課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年3月30日	再実施 II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計算か 2.取扱者数 いつの時点の計算か	平成31年3月20日 時点	令和2年3月16日 時点	事後	
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計算か 2.取扱者数 いつの時点の計算か	令和2年3月16日 時点	令和8年2月20日 時点	事後	
令和8年3月2日	IV リスク対策		8、11追加	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1 別表第一 三十六の二	番号法第9条第1 別表 五十五	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	災害対策基本法第90条の3第3項、番号法別表第二 五十六の二	災害対策基本法第90条の3第3項、番号法第9条第1 別表 五十五	事後	